

「やさしい日本語」「プレイン・ランゲージ」と法

竹内 雅俊*

Plain Japanese, Easy Japanese and Law

TAKEUCHI Masatoshi

The project of *Yasashii* Japanese, which encompasses both Plain Japanese and Easy Japanese, was first realized during the Great Hanshin Earthquake of 1995. It was developed to convey critical information to non-native residents with limited grammar and vocabulary. Such “translation” of complex, difficult, administrative Japanese to *Yasashii* Japanese has been adopted in various platforms as twitter, news toward non-native Japanese. Such needs for “Japanese” translation over English translation has been substantiated by recent survey. This article aims to explore the possibility of *Yasashii* Japanese to realm of law; particularly human rights in the state of emergency.

キーワード：やさしい日本語, プレイン・ランゲージ (プレイン・ジャパニーズ), イージー・ジャパニーズ, 学際研究, 国民保護法制

【目次】

はじめに

問題の背景について

「プレイン・ランゲージ」と「やさしい日本語」という企図

「やさしい法令文」と人権について——国民保護法を事例として

おわりに

* 東洋学園大学グローバル・コミュニケーション学部准教授

はじめに

本稿を講義のなかでのささやかな話題から始めたい。条約規定の国内適用などの論点で言及される小樽入浴拒否事件（札幌地裁 2002 年）の発端が被告である公衆浴場の「Japanese Only」という看板にあることはよく知られている¹⁾。発端となった「(公然・非公然の) 入浴マナーが守られない」という論点に鑑みるならば、状況改善の別のアプローチとして入浴マナー（あるいは禁忌）を非母語話者向けにリスト化してもよかつたはずなのだが、規範の正確性よりも伝わりやすさを優先させた結果として差別的な営業方針として浴場ばかりでなく小樽市も責任を追及されることとなったのは周知のとおりである。逆の例として、法令文の正確さを優先するあまり文章が難解となり、非専門家である受け手に伝わらない事例も多くあると推察される。しかし、法の世界では、「伝わりやすさ」と「正確さ」のバランスが欠けている状態を仕方なしとする動きも根強い。例えば、ある社会法学者は以下のように述べている。

……法律文書については、必要要件を全て網羅しなければ、誤解を生じる可能性があり、分かりやすくするための通常の方法には従えないからである。段落をぶつ切りにして句点を打ち、分解すれば、読みやすくなるが、正確性が犠牲になる。うっかりその文章を読んだ読者が、留保条件を読み落としたままその通り行動して問題が生じ裁判になったら、敗訴するだろう²⁾。

非専門家で構成されるはずの社会のなかでもこのような難しさを「もっともらしく」受け入れる傾向がある。こうした傾向を庵功雄は「難しさへの信仰」と呼び、発信側だけでなく、受信側にも「漢語を使って書かなければ「それらしくない」ととらえる心的傾向があるのではないかと指摘している³⁾。

本稿の問題意識は、この部分にある。法令文や判決など母語話者でも「難解」とされる文章の理解を、文意を損なうことなく、非専門家（日本人）ばかりでなく言語マイノリティや外国人労働者、日本語初学者などにとっても容易なものにするためにはどのような翻訳技術が必要となるのだろうか。国立国語研究所が行った「生活のための日本語：全国調査」を分析した岩田一成によれば、その答えは少なくとも英訳や多言語化ではなく、日本語を「やさしい

1) 「小樽入浴拒否事件札幌地裁判決」判タ 1150 号, 185 頁。訴訟までの経緯については、有道出人『ジャパニーズ・オンリー—小樽温泉入浴拒否問題と人種差別』明石書店, 2003 年が詳しい。

2) 大橋将「法の日本語」『専門日本語教育研究』12 号, 2010 年, 15-18 頁, 15 頁。

3) 庵功雄「日本語表現にとって「やさしい日本語」が持つ意味—「難しさへの信仰」から脱するため」『一橋日本語教育研究』9 号, 2021 年, 121-134 頁, 125 頁。

日本語」に翻訳することにあるという。同調査では、現状として公用文翻訳における英語の優位性（すなわち在日外国人中、日本語ができる者が62.6%、逆に英語ができる者が44%であるにもかかわらず「お知らせ・資料」類の英語化を特別優先すること）を指摘した後に、多言語化のコスト（伝達効率の問題）に言及し、オルタナティブとして「やさしい日本語」の積極的な活用を主張している⁴⁾。また、日本語話者が調整を加えない「普通の日本語」も適切ではないとされる⁵⁾。以上に鑑みて、本稿では、庵功雄（言語学）のグループを中心として展開されている「やさしい日本語」の手法を基調として、非専門家かつ非母語話者へ向けて法令文書を翻訳する手法を模索する。次節では、本稿の問題意識の背景を概観する。

問題の背景について

少子高齢化、人手不足、移民、多文化共生の必要性

少子高齢化とこれに伴いあらゆる場面に発生する人手不足、移民の必要性、多文化共生の理念などが我が国で主張されるようになって久しい。労働人口減少のメガトレンドに合わせるように政府は、2019年出入国改正によって正式に単純労働者受け入れへと方向性を変更し、経済界もこれを受け入れているように思われる⁶⁾。しかし、それ以前からもわが国では研修生・技能実習生、日系人、アルバイト外国人学生などが日本経済を支える存在として既に確固たる地位を築いていると言っても過言ではないだろう。多文化共生の理念と方針を掲げるならば、受け入れ先としてこれらを反映した、非母語話者に対する言語政策が必要になると考える。また1. 外国とのEPA締結により来日した看護師や介護福祉士など（専門家かつ非母語話者）が非専門家かつ日本語母語話者に専門用語を含むコミュニケーションを取る必要性や逆に2. 日本語母語話者の専門家が非母語話者（あるいはセミリンガル）に専門用語を含むコミュニケーションを取る必要性がでた場合に、日常用語以外に専門用語が伝わるようにする必要性がでてくる。こうした状況では、日常的なコミュニケーションや国家試験での語学力とは別のスキルが必要となることが容易に想定される。それは非専門家かつ非母語話者に必要とされる「やさしい日本語」への翻訳技術である。

以上を換言するならば、「やさしい日本語」は、行政ばかりでなく、福祉や就労、医療、教育ばかりか司法の場においても必要であり、受け手としても留学生や定住/非定住外国人ばかりでなく、認知症、高次脳機能障害、知的障害、発達障害や聴覚障害のある母語話者をも射程内

4) 岩田一成「言語サービスにおける英語志向—「生活のための日本語：全国調査」結果と広島の実例から—」『社会言語科学』13巻1号、2010年、81-94頁。調査自体は、<https://www2.ninjal.ac.jp/past-projects/nihongo-syllabus/research.html> 参照のこと（閲覧日：2023年10月30日）。

5) 庵功雄編『「やさしい日本語」表現事典』丸善出版、2020年、とりわけ第1部参照。

6) 例えば経団連「2030年に向けた外国人政策のあり方」https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/016_honbun.html 参照（閲覧日：2024年2月6日）。

とすることがわかる⁷⁾。

加えて、当初は「やさしい日本語」の英訳として Easy Japanese (以降, EJ) という用語が充てられたが、現在では、別概念として Plain Japanese (以降, PJ) という表現もみられる⁸⁾。庵 (2022) は「やさしい日本語」研究の全体像を 1. マイノリティ (非母語話者) のための「やさしい日本語」(EJ) とマジョリティ (非専門家) のための「やさしい日本語」(PJ) というように整理している⁹⁾。EJ が基本的に外国人など言語的マイノリティを対象とし、生活面の言語保障 (一般語を「やさしく」する) を目的としているのに対し、PJ は一般の日本人に対して、(難解な) 専門文書を「やさしく」することを目的としている。また付け加えるならば、後者は米国などにおいて展開してきたプレイン・ランゲージ運動の流れに影響を受けていることも注目される。

観念的には峻別される EJ と PJ であるが、実際には上述した非母語話者かつ非専門家のための日本語翻訳を目指すうえで並行して活用されると思われる。すなわち、福祉やビジネス、司法に特化した「やさしい日本語」が必要とされているともいえる¹⁰⁾。

次節では、司法の場、とりわけ法令文を「やさしく」するうえでの困難と既存の対策について検討する。

法令文の難解さとプレイン化への経緯

本節では、法令文を平易 (プレイン) にしていく上での問題点を概観する。まず米国での文脈をみたくうえで我が国の取組について検討していく。

米国での文脈

19 世紀にオハイオ州で裁判官を務め、シンシナティ大学法科大学院の創立者でもあるティモシー・ウォーカー (Timothy Walker) は、「あのオレンジを君にあげよう (I give you that orange)」という簡単な文章であっても、法律家の手にかかるると以下のようにになると皮肉まじりに語っている。

7) 福祉現場および合理的配慮としての「やさしい日本語」については、堀清和編『SDGs の推進・合理的配慮提供のための「やさしい日本語」』晃洋書房, 2022 年。

8) PJ としての「やさしい日本語」については、庵編著『「日本人の日本語」を考えるープレイン・ランゲージをめぐる』丸善出版, 2022 年を参照。

9) 庵功雄「日本語表現の改新と「やさしい日本語」」『日本語の研究』19 巻 2 号, 2023 年, 53-67 頁, 55 頁。

10) 賀川秀輝「福祉版「やさしい日本語」の意義」『SDGs の推進・合理的配慮提供のための「やさしい日本語」』13-19 頁。

私は、そのオレンジの外皮、薄皮、果汁、果肉、種も含めて、現在所有する財産権と利権、権利、権原、請求権、そしてそのオレンジに含まれるすべての権利と派生する権益を、あなたにすべて与える。同オレンジを噛んだり、切ったり、吸ったり、その他の方法で食したり、同じものを配ったりすることを、私と同等に完全かつ効果的に、AもしくはBは、同オレンジを噛んだり、切ったり、吸ったり、その他の方法で食べる権利がある

原文：

“I give you all and singular my estate and interest, right, title, and claim, and advantage of and in that orange, with all its rind, skin, juice, pulp, and pips, and all right and advantage therein, with full power to bite, cut, suck, and otherwise eat the same, or give the same away, as fully and effectually as I, said A B, am now entitled to bite, cut, suck, or otherwise eat the same orange.....”¹¹⁾

以上のような平易（ブレイン）でない英文の特徴は、一般に（1）冗長（wordy）、（2）不明確（unclear）、（3）仰々しく（pompous）、そして（4）味気ない（dull）であるとされる¹²⁾。米国では、こうした Legalese（法律家にしかわからない法律用語）は、ジョークや笑いの種とされてきた。また、難解な日本語法令文と同じような評価であったといえる。

逆に、目指すべき法文書における「ブレイン・イングリッシュ」について、同分野の教科書である *Plain English for Lawyers* では以下のような特質を挙げている¹³⁾。

1. 不必要な用語を削除すること（eliminating unnecessary words）
2. 可能な限り、一般的な日常用語を選択すること（choosing common, everyday words when possible）
3. 用語の配置において明確性を心がけること（arranging words for clarity）
4. 能動態を優先すること（preferring active voice）
5. 過度に長い文章を避けること（avoiding overly long sentences）
6. 読みやすいデザイン技術を活用すること（using easy-to-read design techniques）

ブレイン・ランゲージ運動は1970年代に端を発し、いくつかの法令で保険証書や消費者契約がブレイン・ランゲージ（一度で読者が理解できるような明確な語法）を求めた¹⁴⁾。また、主

11) W.S. Groesbeck & Chas. L. Telford, “Miscellaneous; Law Phraseology”, 5 *W. L.J.* 574, 574 (1848) as cited in Judith D. Fischer, Why George Orwell’s Idea about Language Still Matter for Lawyers”, *Montana Law Review*, 68.1 (2007): 129, at 132.

12) Mellinkoff, David, *The Language of the Law*, Boston: Little Brown, 1963, 23.

13) Wydick, Richard and Amy Sloan, *Plain English for Lawyers* (6th ed.), Durham: Carolina Academic Press, 2019, 5.

14) *ibid.*, p.3-4.

唱者であるデビッド・メリンコフ (David Mellinkoff) が現在では「プレイン・イングリッシュ運動は、英語圏の隅々まで広がっている (the plain English movement has spread coast-to-coast and throughout the English-speaking world)」と 1994 年に宣言したように多くのロースクールや実務でプレイン・ランゲージの講座が設けられていることも注目に値する¹⁵⁾。

日本の文脈

日本の法学界においても、近代以前の漢学の伝統と 1. 意味内容の正確性の伝達, 2. 既存の法令解釈との整合性, 3. 時代の変容に対応する柔軟性などの要請により, 法令文は難解な文章の代表として扱われ, また使う側もこれを意識してきた。

1926 年 6 月 1 日の時点で, 法令の難解さを問題として政府は, 以下のような法令の形式の民衆化に関する内閣訓令「法令形式ノ改善ニ関スル件」を各官庁に発した。

現今ノ諸法令ハ往々ニシテ難解ノ嫌アリ。其ノ原因ガ内容ノ複雑ナルニ存スル場合ナキニアラザレドモ, 記述ノ方法ヨリ来レルモノ亦少ナカラズ。自今法令ノ形式ヲ改善シテ文意ノ理解ヲ容易ナラシムルコトニカムルハ時勢ノ要求ニ応ズルノ所以ノ道ナリト信ズ¹⁶⁾

同訓令では, 具体的に次のような提言がなされており, PJ や前述のプレイン・イングリッシュと同じような問題意識を有していたことがわかる¹⁷⁾。

1. 用語と文体は平易を主とし濁点, 句読点, カッコなどもなるべくこれを使用すること
2. 略字も常例に従って用い, 法令に使用する特別な語句語用との調和に拘泥しないこと
3. 文章は簡約を旨とせず, できるだけその内容を明瞭にすること
4. 法文の記述は実用懇切を旨とし大法典には目次を付すこと
5. 法文中理解を容易にするために例示, 図解をなし, あるいは法の動機, 理由, 目的を明記すること¹⁸⁾

15) Mellinkoff, David, "Plain English in the Law", *Michigan Bar Journal*, 73 (1994): 22-25, 22.

16) 「法令形式ノ改善ニ関スル件」内閣訓令號外。

17) そのほか明治初期にも平易化の試みがあったことを山本庸幸は紹介している。例えば明治 7 年に出された太政官布告「海上衝突豫防規則」の題字の両脇に漢語 (かいしょうしょうとつよぼうきそく) と和語 (うみのうえつきあたりようじんのきまり) のルビがふってあることがこれにあたる。山本庸幸「立法技術のはなし (35) 法令の立案 (その 33)」『NBL』696 号, 2000 年, 61-63 頁, 63 頁。

18) 「難解の個所には図解を施せ」『朝日新聞』1926 年 6 月 1 日付による要約。現代文への翻訳は筆者。他に「法令形式の改善案全文 近日閣議で正式決定の上各章に通達されん」『朝日新聞』1925 年 12 月 14 日付。

朝日新聞は、第5点に特に注目し、民衆化に寄与しうると期待したようである。上述の大正15年内閣訓令や日本国憲法の口語体・平仮名表記への変更などにより、法令文の書き方は進んだと評価される。しかし、こうした試みにもかかわらず「難しさへの信仰」が残存していると受け止められていることも確かである。しかし、それは単純に「信仰」という心理的な要素ばかりではなく、より実利的な要素もかかわっていると考えられる。

今なお法令文が読みにくい要因として山本庸幸元最高裁判事は、2000年に以下を挙げている¹⁹⁾。

1. 片仮名書き・文語体の法令がまだまだ存在すること。
2. とにかく長くて複雑な条文があり、何を規定しているかなかなか理解できない。その要因として、いくつかの事項を一つの条文で規定していたり、何重にも括弧書を多用していたり、あるいは準用と読替えを頻繁に行なっていたりすること等が考えられる。
3. 法令用語そのもの、あるいは法令の文体がなじみにくい。

うち第1点と第3点については、2016年の商法改正により片仮名書き・文語体は六法から消え、難語も「法難語辞典」の活用などにより、プレイン化は進みつつあると考える。しかし、例えば、日常語においてはほぼ同義である「および／ならびに」、「もしくは／または」、「例による／準用する／準ずる／適用する／同様とする」、「直ちに／速やかに／遅滞なく／当分の間」、「とする／するものとする／しなければならない」には、文意を正確に伝えるための法解釈学独自の作法を以て使い分けがされている。また、専門用語としての「善意」「悪意」といったように日常語における文意とは全く異なる用語が専門用語として併存する場合には、非専門家かつ母語話者に混乱を与えることとなる。

加えて医療の現場では、普及している専門用語の「言い換え辞典」が法廷通訳や法の現場では未だ一般的ではないことも法令文をプレイン化する環境が整備されていなかったことを示していると思われる。特に、裁判員裁判制度が導入されてからの刑事裁判などにおいて深刻な事態を招く懸念から日弁連は制度開始前より「法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム」を設置している²⁰⁾。

第2点は、度重なる改正により内容が複雑化する傾向を問題としている。また準用と読み換え規定を多用することにより文章の構造が一層複雑となる弊害が一部には発生していると山本

19) 山本庸幸「立法技術のはなし（36・完）法令の立案（その34）」『NBL』697号、2000年、51-53頁。他に庵編著『日本人の日本語』を考える』20頁も併せて参照。

20) 日本弁護士連合会裁判員制度実施本部法廷用編『裁判員時代の法廷用語—法廷用語の日常語化に関するPT最終報告書』三省堂、2008年。他に清水聡「9章 司法におけることばの問題」『日本人の日本語』を考える—プレイン・ランゲージをめぐる—所収参照。

は主張する²¹⁾。また、後述の国民保護法の例にもあるように、定義など文意を理解するうえで重要となるキータームが当該文書内で完結せず、他の法令を参照しなければならない場合には難解さがさらに増すことはいうまでもない。国民保護法第2条では「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」「対策本部長」などの定義を「事態対処法第一条、第二条第一号から第七号まで（第三号及び第四号を除く）、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語」の意義によるとしている。また同条3号は、「国民の保護のための措置」を単に「法律の規定に基づいて実施する」措置と規定し、同法において完結しないことを示唆している。この背景には現行法において既に「国民の保護」措置が実施されることが予定されているからであるが、非専門家がこうしたニュアンスまで理解することは容易ではない。また条文解釈の経験が豊富な専門家であっても²²⁾、条約の起草過程を知るために記録集 (travaux préparatoires) を参照したり、法令のおかれた文脈や用語の文意を知るためにコンメンタール (逐条解説集) や議会答弁集を参照したりすることも珍しくない。その意味で条文を「読める」ということと、内容に「通暁している」ことでは、だいぶ意味が異なってくる。

次節では、こうした状況を踏まえたうえで、2つの「やさしい日本語」がどのように役立つことが想定されるか検討する。

「プレイン・ランゲージ」と「やさしい日本語」という企図

「やさしい日本語」という企図が1995年の阪神淡路大震災を契機として生じたことはよく知られている。同震災では、162名の外国籍住民が亡くなり、さらに重要な情報へのアクセスが制限されることにより、多数の人々が言語弱者として困難に直面することとなった。このため、言語学者やメディア関係者が協働し、情報提供の手段として簡略化された日本語を使うための研究が開始され、現在では、X (旧 Twitter) やニュースサイト、テレビ番組などのプラットフォームが存在する。これらは地震などの天災に際して減災や復興過程においてマイノリティが排除されないよう企図された。こうしたことから「やさしい日本語」は非母語話者 (主として外国人) を念頭においたEJであるといえる。しかし、近年では、これに加えて、マジョリティである非専門家かつ母語話者を念頭においた「中間言語」としてのPJというもう1つの潮流も強調されている。後者が英米圏のプレイン・ランゲージ運動の流れを受けていることは想像に難くない。

現在ではEJとPJとして区別されている「やさしい日本語」であるが、必要とされる現場に

21) 山本「立法技術のはなし (36・完) 法令の立案 (その34)」53頁。このように「かえって書き下した方がわかりやすい」法令として民事訴訟法を準用する特許法、その特許法を準用する商標法などを挙げている。

22) ここでは、単にウィーン条約法条約に規定されている条文解釈に通じているという意味で使用する。

図 中間言語としての「やさしい日本語」²³⁾

著作権都合上、当画像については非公開となります

においては、非専門家かつ非母語話者を対象とするためにEJ/PJ双方による作業が必要とされる場合が少なくない。それは非言語学専門家と言語学者の協働（学際研究）というように言い換えても差し支えないと考える。冒頭に示した小樽温泉入浴拒否事件の事例では、PJ化を経ずしてEJ化をしてしまった点に問題があると考えられる。

本企図の中心人物である俺は、原文のPJ化からのEJ化を上のように図式化している。

こうした作業は、同じく非専門家かつ非母語話者との対話が必要となる医療現場では、既に重要となっている。例えば、天野雅之は、医療現場での医師と患者間のコミュニケーション「シェアード・ディジジョン・メイキング」の事例として、同じ内容を原文からPJ化、EJ化する2段階の翻訳の例を挙げて説明をしている²⁴⁾。司法でも法廷などでの「伝え方の問題」は前述のように次第に問題意識が共有されつつあるといえる。

「やさしい法令文」と人権について——国民保護法を事例として

本節においては、具体的にPJとEJの双方が必要となる事例として、武力攻撃事態と同事態において政府が採る予定の措置をとりあげる。「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以降、国民保護法）では、日本国民ばかりでなく在日外国人も対象となり、憲法上の基本的な人権が制限されることが想定される。しかし、いくつかの理由により理解が母語話者にも理解しにくい内容となっている。その理由としては、これまで本稿で取り上げてきたものに加えて以下の事項が挙げられる。

23) 庵功雄「日本語表現にとって「やさしい日本語」が持つ意味」127頁。

24) 天野雅之「7 医療におけることばの問題」庵編『日本人の日本語』を考へる』所収92-103頁。

1. 関連諸法，とりわけ事態対処法とともに理解されなければならないこと
2. 起草の経緯からして様々なアクターがかかわっていること

第 1 点については磯崎陽輔も指摘しているように，国民保護法は，国民の保護のための措置について定めた法律であるが，国民の保護のための措置のすべてについて定めているわけではない。例えば第 2 条の規定において国民の保護のための措置が「法律の規定に基づいて実施する」措置と規定されており，「この法律」は具体的に記載されていない²⁵⁾。

第 2 点については，国ばかりでなく，地方自治体など当事者となる主体が多いから，こうした慎重な起草作業となったわけであるが，意見交換の場において，かかるコストを懸念するある知事から「空前絶後にならないようにすべきだ」との意見が出されたことからわかるように，様々な観点が含まれる複雑な構造となっている²⁶⁾。

有事における国民保護法と人権の制限

近年の日本を取り巻く安全保障環境の変更に伴い，事態対処法を含むいわゆる有事関連三法（2003 年 6 月）が制定され，これを受けて翌年 6 月に国民保護法が制定された²⁷⁾。同法 1 条にあるようにその目的は，「武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命，身体及び財産を保護し，並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み，これらの事項に関し，国，地方公共団体等の責務，国民の協力，住民の避難に関する措置，避難住民等の救援に関する措置，武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項」を規定することにある。こうした措置にはいくつかの人権の制限も含まれ，かつ，対象には在日外国人も含まれることから大きな関心を持たれている。非専門家かつ非母語話者であると推定される在日外国人の懸念としては，次のようなものが挙げられる²⁸⁾：「そもそも武力攻撃事態にかかわる警報の発令は誰がどのようにおこなうのか？（同法第 44 条～第 51 条）」、「いつ避難の準備をすすめればよいのか？（第 52 条～第 73 条）」、「(外国人の) 安否情報はどのように収集されるのか？（第 96 条）」、「(緊急事態につき，基本的人権が規制されるとするならば) どのような人権が規制されるのか？（第 5 条，第 81 条，第 82 条）」、「政府の指導に従わない場合，罰則があるのか？（第 189 条～194 条）」。「災害時と同じように，武力攻撃事態（あるいはそれ以前の段階であっても）となれば状況が混乱しているなかで情報弱者は容易に取り残

25) 磯崎陽輔『国民保護法の読み方』時事通信社，2004 年，12 頁。

26) 同上，iii 頁。

27) 同法は，平和安全法制整備法の成立によって現在では，「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称されている。

28) こうした点は，有事法制成立の頃から様々な検討会や現場で懸念が表明されている。例えば「[「有事」動員で現場惑う：3 法案，衆院通過] 朝日新聞 2003 年 5 月 16 日付参照。

されるだろう。その意味で、特に配慮が必要となる非専門家かつ非母語話者には、普段からの説明することが必要であろうが、これらをすべてPJ/EJ化することは容易ではない。

本稿では、さしあたって外国人にも適用される第81条（物資の売渡しと保管の要請）に関する人権の制限の問題を取り上げる。第5条2項は、武力攻撃事態においても人権の「制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ……思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない」としている。すなわち、ここで制限される人権が思想、良心の自由や表現の自由に基づく情報発信（母国への電話、ブログ、SNSへの投稿）ではなく、想定されているのは医薬品や食品などの救援のための緊急物資の確保、避難住民等の収容施設や医療施設を確保するための土地等の使用又は医療の提供のための医療の実施の確保に関わるものであることがわかる²⁹⁾。加えて国際法の観点から人権条約上、どのような場合でも逸脱できない義務（生存権、拷問禁止、奴隷禁止、身体の自由等）が政府にあることも当事者としては有益な情報であろう³⁰⁾。しかし、こうした情報をすべて非専門家かつ非母語話者が法令文と組み合わせて読み込むことには無理があると考えざるを得ない。ゆえにオーディエンスの関心を抽出したうえでの「やさしい日本語」への翻訳が必要となる³¹⁾。

まず、原文は以下の通りである。

第八十一条（物資の売渡しの要請等）

都道府県知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る。次条第一項及び第八十四条第一項において単に「物資」という。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 都道府県知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県知事の行う救援を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

29) 国民保護法制研究会編『逐条解説 国民保護法』ぎょうせい、2005年、15頁。

30) 義務の逸脱不可能な人権の例として自由権規約第6条1、第7条、第8条、第11条、第15条。

31) こうした手法は英米法圏では既にみられ、Allworth社のIn Plain Englishシリーズなどがある。同シリーズでは、ブレイン・イングリッシュの法として、著述家（writers）、収集家（collectors）、出版社（publishers）、小企業（small businesses）、写真家（photographers）、ギャラリー（galleries）レストラン業者（restaurants）のために解説されている。また、日本においても「ブレイン」という用語は使われないまでも同様の視点からの解説書は分野を問わず多くみられる。

同条文のコメントールには、趣旨として次のように示されている。

武力攻撃事態等においては相当数の避難住民や被災者が発生することも想定され、備蓄した物資の活用や通常の売買契約による物資の調達だけでは救援に必要な物資を確保することができない場合も想定される。このような場合においても救援を的確に実施できるよう、本条は、都道府県知事の取用の権限を定めたものである。ただし、国民の自由と権利に対する制限が加えられるときであっても、その制限は国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならないという基本理念（法第5条第2項）を踏まえることは当然であり、取用については、事前に売り渡しの要請を行った上で、所有者が売渡しの要請を正当な理由なく拒否した場合に限って行うことができることとしている。また、売渡し要請又は取用に至らずとも、武力攻撃事態等という混乱時において、救援に必要と見込まれる医薬品や食品等の緊急物資が他に流れてしまい、その物資を必要なときに確保できなくなるおそれがあるときに、それを防ぐために保管命令を発することができるとしたものである。

さらに第 81 条を理解するうえで重要な用語として武力攻撃事態等を含む概念は、事態対処法第 2 条において規定されている。すなわち、ここでは武力攻撃事態のみならず武力攻撃予測事態、存立危機事態のすべてを視野に置く必要があるといえる。

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあっては、第四号及び第八号ハ（1）を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
- 二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- 三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- 四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

国民保護法第 81 条の試訳

では、以上の材料を基に、どのように EJ/PJ 化すべきであろうか。まずは、法学側の専門家によってして PJ 化し、その後言語の専門家によって EJ 化することが必要になると思われるが、その際に上述の図のオーディエンス（当事者たる非専門家かつ非母語話者、ここでは在日外国人）の視点を定めなければならない。ここでは、1. 「どのような場合に」 2. 「誰の命令によって」 3. 「どのようなもの」が売り渡されるよう強制されるのか、また 4. 「従わなかった場合」についても関心が集まると推定する。

第 81 条 1 項、2 項³²⁾を PJ に再構成するならば 1. 武力攻撃事態もしくはこれに相当すると判

32) 3 項は、保管義務に関する条文であるので、別の文章に記述したほうが良いと判断する。また 4 項は、売渡の主体に関する事項であり、当事者には関係がないので扱わない。

断される事態に2.「都道府県知事が」、3.「救援に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他）」を「物資の所有者（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者）に対して」売り渡すことを要請し、場合によっては、強制することができる、という単純な文章となる。しかし、それだけでは、EJ化したといえない。

第81条 非専門家かつ非母語話者用試訳

1. 外国と戦うとき、役所は、人々を助けるために、薬や食べ物やふとんを作ったり、売ったり、運んだりする仕事をしている人から、それらを売ってもらうことができます。
2. 外国と戦うとき、役所は、（理由がないのに）薬や食べ物やふとんを売らない人から、それらを取ることができます。

無論、この訳文だけでは、当事者の懸念を晴らすことは困難であり、次の質問に答えるための道筋をつけることも肝要であるとする。そのためには、法令文をオーディエンスの有する懸念の思考に沿って訳文を再構成する必要があるとも考える。

おわりに

本稿は、阪神淡路大震災を契機とした社会言語学を中核とした企図である「やさしい日本語」を法学（とりわけ国際法学）と結びつけようと試みた。その過程で、法令文の問題点が「難しさへの信仰」が強いと思われてきた法学側でも問題意識として共有されており、「やさしく」しようとする試みも過去にあったことが確認できた。学際研究が進展し、さらにオーディエンスを意識した翻訳の作法やツールの生成が待たれる。

多文化共生の理念は、SDGsやESG、PRI原則の普及とともに日本社会に根づいたとしても良いと考えられる。しかし、これら理念を日常に落とし込むためには、PJ/EJ化のように地道な学際的な企図が必要ではないだろうか。

付記：本稿は、東洋学園大学特別研究費「ブレイン・ジャパニーズとその応用」研究（代表：筆者）での成果の一部をまとめたものである。本研究では、学際的な視点から外国人留学生のみならずいわゆる発達障害の学生にも容易に伝わる学内文書の作成や理解に関わる基礎研究を目的としている。またLinguistics and Asian Languages 2024（3月8日於Adam Mickiewicz University ポズナン、ポーランド）における報告を基にしている。同報告において貴重な意見を賜った参加者並びにプロジェクトメンバーである依田悠介教授、山本博子准教授に深く感謝する。

参考文献

- 庵功雄『「日本人の日本語」を考えるーブレイン・ランゲージをめぐる』丸善出版、2022年
庵功雄・イヨンスク・森篤嗣編『「やさしい日本語」は何を目指すか』ココ出版、2013年
庵功雄（編著）『「やさしい日本語」表現事典』丸善出版、2020年

- 庵功雄「日本語表現にとって「やさしい日本語」が持つ意味—「難しさへの信仰」から脱するために」『一橋日本語教育研究』9号, 2021年, 121-134頁
- 庵功雄・岩田一成・佐藤琢三・柳田直美編『〈やさしい日本語〉と多文化共生』ココ出版, 2019年
- 岩田一成「言語サービスにおける英語志向—「生活のための日本語：全国調査」結果と広島の事例から—」『社会言語科学』13巻1号, 2010年, 81-94頁
- 大橋将「法の日本語」『専門日本語教育研究』12号, 2010年, 15-18頁
- 国民保護法制研究会編『逐条解説 国民保護法』ぎょうせい, 2005年
- 柴咲秀子「リーダビリティ研究と「やさしい日本語」」『日本語教育』158号, 2014年, 49-64頁.
- 堀清和編『SDGsの推進・合理的配慮提供のための「やさしい日本語」』晃洋書房, 2022年
- 山本庸幸「立法技術のはなし(36・完) 法令の立案(その34)」『NBL』697号, 2000年
- Judith D. Fischer, Why George Orwell's Idea about Language Still Matter for Lawyers", *Montana Law Review*, 68.1 (2007): 129
- Mellinkoff, David, *The Language of the Law*, Boston: Little Brown, 1963.
- Mellinkoff, David, "Plain English in the Law", *Michigan Bar Journal*, 73 (1994): 22-25.
- Wyndick, Richard and Amy Sloan, *Plain English for Lawyers*, 6th ed., Durham: Carolina Academic Press, 2019.